

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。
これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月3日と同様ですので、御了承ください。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。
12月3日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。
以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 議案第51号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、議案第51号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 5点について、質問いたします。

本案を提案するに至った経緯と理由と、2番目に、改正を行わないとしたらどのような不都合が生じると考えられるのか。3点目に、提案されている改正条項によって影響を受ける納税者ないし事業所等はどういったところか。また、影響の内容はどのようなものか。4番目、提案されている改正を行った場合、町の税収に対する影響はどのように見込んでおられるのか。5番目に、提案されている改正で税収が減少とした場合、減収分はどのように

補填されるのか。補填されないとしたら、それはどう対処するのかお答え願います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、大竹議員の質問にお答えいたします。

まず、1つ目の本案を提案するに至った経緯と理由でございます。

地方税法などの一部を改正する法律等が改正されたため、地方税法等と川根本町税条例との整合を図るために今回改正するものでございます。

続いて2つ目、改正を行わない場合の不都合についてでございますが、個人が信託銀行などの信託者に対し相続財産を贈与した場合に、相続税が課税されてしまい、法人が寄附を行った場合は、会計処理上の経費として上乗せ計上することができなくなってしまいます。また、私立学校に対し固定資産を無料で使用させている所有者が、非課税の適用を受けることができなくなってしまいます。

続いて、3つ目です。改正によって影響を受けるもの、また、その内容についてでございますが、公益信託に係る寄附行為を行う個人や法人の全て、それから私立学校に固定資産を無料で使用させている所有者が該当し、相続税の非課税や法人税の減額が新たに適用され、固定資産税非課税の適用が引き続き受けられるようになります。

続いて、4番目です。税収に対する影響についてでございますが、寄附額、それから寄附の申告件数などによって状況が異なりますので、影響額等を見込むことはできません。また、固定資産の貸付けについても、貸付けするものでございますとか、面積等によって変わりますので、同様に見込むことはできません。なお、現在のところ、当町では、公益信託に係る寄附金控除及び私立学校に係る固定資産税の非課税の適用を受けている事例はございません。

最後に、5番目です。減収はどのように補填されるのかという御質問でございますが、減収があった場合は、その他の税の減収分と合わせて普通交付税の算定に盛り込まれます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第52号 川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、議案第52号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子。

3点について、質問します。

600円以内とありますけれども、実際問題として、これに合わせて値上げが行われると考えていいのでしょうか。収支の試算で、利用者がどの程度減ると想定しているのか。

2番目に、地元側とはどのような話合いをしてきたのか、同意は得られているのか伺います。

3点目に、利用者の増加を図る対策を何か考えておられるのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、坂本喜弘君。

○観光交流課長（坂本喜弘君） それでは、3点の御質問につきまして、お答えします。

まず、1つ目。値上げが行われると考えてよいか、利用者がどの程度減ると想定しているのかという御質問ですけれども、施設の収支を安定させるため、令和7年4月1日からの改定予定でございます。利用者の減少については見込んでおりません。

2つ目です。地元側との話合い、同意は得られているのかという御質問でございますが、料金改定につきましては、寸又峡の組合と協議を重ねております。同意が得られております。今後、利用者の満足度向上と持続的な運営を図るため、どのようなことを行っていくかを中心に協議をしてきております。

3つ目でございます。利用者の増加を図る対策でございますが、隣接して運営しておりますバレルサウナとセットで利用を推進する広報、プロムナードコースや登山などと組み合わせたツアーの造成、観光協会と連携した温泉クーポンなどを考えております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第52号、川根本町寸又峡温泉野天風呂施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第53号 工事請負契約の変更契約の締結について

(町道下泉河内川線災害復旧工事)

○議長(石山貴美夫君) 日程第3、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子。

2つほど、お聞きします。

この時期に変更を提案するに至った経緯と理由はどのようなものか。その根拠となる契約条項を具体的に示していただきたいです。

2番目に、工事が完了する時期は、いつの予定でしょうか。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長(梶山正幸君) まず初めの、変更を提案するに至った理由と経緯と、あとその根拠となる契約条項について、お答えいたします。

今回の変更の内容につきましては、豪雨により河川が増水し、現場内に流れ込んだことにより、水中ポンプの稼働日数が増加したことによるものでございます。根拠の契約条項につきましては、地方自治法第96条に基づくものでございます。議会の議決事項に変更が生じた場合、議会の承認が必要となるということになります。

それから、2つ目の工事完了時期についてですけれども、令和6年12月20日を予定してございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

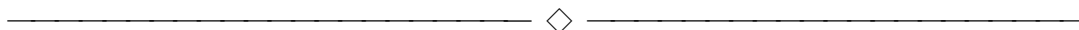
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第54号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町高齢者デイサービスセンター）

◎日程第5 議案第55号 公の施設の指定管理者の指定について
（瀬平高齢者デイサービスセンター）

◎日程第6 議案第56号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町本川根福祉センター）

◎日程第7 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町障害福祉サービスセンター）

◎日程第8 議案第58号 公の施設の指定管理者の指定について
（川根本町観光振興センター）

○議長（石山貴美夫君） 日程第4、議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）から日程第8、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町観光振興センター）までを一括議題とします。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 指定管理の質疑が一括ということで、少し長くなりますけれども、お願いします。

高齢者デイサービスセンターの指定管理者の指定について、今後の指定期間についてはど

のように運営していこうとする考えが示されているのか。直接デイサービスとは関係ありませんが、介護事業として、これまで訪問介護、訪問入浴事業を不採算事業として撤退してきましたが、町民が必要とする事業を再開する計画等は示されていないのか伺います。

2番目に、利用者や家族からの運営上の改善点等について、意見や要望といったものは把握しておられるのか。もしあれば、どのように対応しようとしているのか伺います。

瀬平のデイサービスセンターについても同じようなことですが、今後の運営方針はどのようなになっているのか。

2番目に、利用者や家族、地域からの運営上の意見や要望が寄せられていないのか。あるとすれば、どう対応しようとしているのか教えてください。

6番目の町の福祉センターの指定管理者の指定については、所在している位置から来る利用者のアクセス難に対して、打開策といったものは示されているのか伺います。また、同じく経営していく上で、町などに対する要望といったものはないか、把握しているのか知らせてください。

町の障害福祉サービスセンターの指定管理者の指定については、利用者の賃金を増額させる対策等について方策は示されているのか。その具体的な内容は何か教えてください。

前項のほか、利用者や家族から運営の改善や充実等について意見や要望などは把握しているか。あったら、それにどう対応しようとしているのか教えてください。

町の観光センターですけれども、1つ目に、センターの機能や活動についての充実を図る方針といったものは示されているのか。また、決算書によると、水道料や電気料は、入居団体等についてそれぞれメーターが設置されていて、個別に払っているかどうかです。

3番目に、修繕積立金が70万円となっていますが、この決算時点での残高は幾らになっているか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

最初に、議案第54号の最初の質問にお答えをいたします。

提出されました申請書によりますと、サービス受給者の心身の健康保持とふれあい、家族の身体的、精神的負担の軽減を図るとの方針が示されております。なお、御指摘の撤退した不採算事業につきましては、指定管理には含まれておりません。

それから、2つ目の御質問です。

日々の業務の中で寄せられる意見、要望のほか、利用者及び家族に対する満足度調査の実施、さらには利用代表者が参加する会議などで、把握を行っているということです。対応といたしましては、今回提出された事業計画におきましては、介護職員のスキルアップなどによるサービスの質の向上、さらには利用者、職員ともに通じる安心安全な環境の確保などが示されてございます。

それから、議案第55号の最初の質問でございます。

申請によりますと、高齢者のさらなる健康で自立した生活のため、日常生活に必要な肉体的、精神的な体力の維持、向上の支援を行うとの方針が示されております。

続きまして、2つ目の質問でございます。

日々の業務の中におきまして、利用者から寄せられる様々な意見、要望などに、その都度個別に対応しておるということです。また、今回の申請では、事前にアセスメントを実施いたしまして、それに基づいた利用者への指導、自立した生活を送るためのサポートにつなげるとの計画が示されております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、本川根福祉センターの質疑に対し、お答えをいたします。

利用者のアクセスにつきましては、デマンドタクシーの利用などを紹介させていただいております。また、日頃から町の社会福祉協議会とは連携を取りながら、また連絡を取って対応しておりますので、その中では特に大きな要望等はございません。

次に、障害福祉サービスセンターの指定管理に関する質疑にお答えをいたします。

まず、1点目の利用者の賃金の増額対策等につきましては、現在請け負っている作業以外にも利用者に対応できるような作業がないかなど、町内の企業等と意見交換をしながら対応させていただいているところでございます。

次に、利用者や家族からの要望等についての質疑にお答えいたします。

日々の活動の中で、利用者やその家族と意思疎通を図りながら対応しておりますので、その中で実施しているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 観光交流課長、坂本喜弘君。

○観光交流課長（坂本喜弘君） 町観光振興センターの御質問について、お答えします。

1つ目、センターの機能、活動について充実を図る方針でございますけれども、3階の会議室につきまして、会議の利用以外に、町民の憩いの場、子供の遊び場の提供、観光客の休憩スペースとしての利活用などを考えているところでございます。

2つ目、水道料、電気料についてでございます。

個別にメーターなどは設置してございません。入居団体と協議の上、負担割合を決定し、徴収しているところです。

3つ目、修繕積立金の残高でございますが、令和5年度末、147万8,222円でございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第54号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町高齢者デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について（瀬平高齢者デイサービスセンター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第55号、公の施設の指定管理者の指定について（瀬平高齢者デイサービスセンター）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町本川根福祉センター）の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第56号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町本川根福祉センター)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町観光振興センター)の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第58号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町観光振興センター)は、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

て

○議長（石山貴美夫君） 日程第9、議案第59号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

3点ほど、お伺いします。

変更が必要になった経緯と理由はどのようなものでしょうか。

2番目に、提案されているような変更が行われた場合、どのような効果が生じられると考えられますか。

また3番目に、変更が行われなかったとしたら、どのような不都合が生じるのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） それでは、お答えします。

まず、1点目、変更が必要になった経緯と理由でございます。

森林環境税及び特別法人事業税が創設され、滞納整理機構が県や市町による構成団体から引き受ける滞納処分等の事務の規定を変更する必要性が生じたためでございます。

続いて2つ目、変更が行われた場合の効果でございますが、県や市町が一括して徴収することとされている森林環境税及び特別法人事業税を滞納整理機構が併せて取り扱うことが可能となります。

3つ目、変更を行わなかった場合の不都合でございますが、森林環境税及び特別法人事業税について滞納整理機構へ依頼できないということになります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） なぜ、県の滞納整理機構で国税の滞納を集めなければならないのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、北村浩二君。

○税務住民課長（北村浩二君） こちら、県が一括して国税を徴収することとされておりますので、県税は一括して滞納整理機構へ移管をして国税とともに徴収をする、そういった手続になります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、静岡地方税滞納整理機構規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第10 議案第60号 令和6年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)**

○議長(石山貴美夫君) 日程第10、議案第60号、令和6年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

4つほど、お伺いします。

一般に、補正予算は緊急かつやむを得ない性格の事務に充てるために組むものというのが原則となっていますが、増額の補正の規模が10億円を超す大型補正をして複数の大型事業を実施する理由と意図は、どのようなものになっていますか。また、合理性はありますか。

2番目に、新たに建設される斎場においては、簡素な家族葬といったものは執り行える構造となっていますか。

3番目に、し尿の中間貯留槽の建設用地に係る不動産鑑定の結果を示してください。また、それと本件用地買収費の平米単価との整合性についても併せて説明をお願いします。

4番目に、茶加工施設に対する補助金で、町のつけ増し分が示されていますが、その支出の根拠と算定内容、支出する趣旨を説明してください。お願いします。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) 私から、1点目につきまして、お答えさせていただきます。

今回の斎場及びし尿関係事業につきましては、合併特例債を活用して整備するものでございます。特例債の期限が令和7年度までということですので、その期間内での完了を目指すもので補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君） 私から、2番目と3番目の質問について、お答えいたします。

まず、2番目の家族葬といったものは執り行える構造となっているかの質問でございますが、現施設と同様、火葬と収骨を行うもので家族葬はできません。

3番目の質問でございます。

不動産鑑定の結果、また平米単価との整合性についてでございますが、用地購入を行うには、川根本町土木事業施行要綱により地目の認定は現況とすることから、不動産鑑定は行っておりません。また、購入する単価につきましては、これも川根本町土木事業施行要綱により算定しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、私のほうから、4点目の茶加工施設に対する補助金の関係になります。

支出の根拠でございますけれども、川根本町農業関係事業費補助金の交付要綱に基づき、国庫の補助金の交付率により算定しております。また、趣旨としましては、当町のオーガニックビレッジ構想に基づく、有機抹茶のグローバル産地形成を推進しておりまして、拠点施設を整備することで、需要に応じた供給体制の構築と当町の持続的な茶業経営の発展に寄与するものと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 4番、中原緑です。

農畜産物輸出拡大施設整備事業費補助金について、質疑させていただきます。

川根本町は川根茶産地として煎茶を生産してきております。町の主要産業である茶産業は、お茶の価格の低迷と高齢化や茶業の担い手不足により、荒廃茶園の増加等、多くの問題を抱えています。このたび、静岡オーガニック抹茶株式会社の工場内における機械設備増設が計画され、総事業費は2億4,000万円とのことです。町は、その総事業費の約2割の4,200万円を負担するとのこと。この事業に補助をすることで、町は多くの問題を抱える川根本町の茶産業をどのように推進させていこうと考えているか伺います。

2つ目は、有機抹茶のグローバル産地形成の推進計画とは、どのような計画でしょうか。

3つ目は、今回の機械増設により、碾茶仕上ラインでは生産量が100トン以上増加予定です。碾茶は町内外から調達していると聞きますが、増加分は町外から調達するのでしょうか。

以上3点でございます。お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 中原議員にお答えしたいと思います。

どのような方向性。私どもの町も、本当、オーガニックビレッジ構想、これをつくり始め

ましたので、当然高級茶、これも大事なことですけれども、これを推進してやっていきたい。その中において、先ほど中原議員も言うんですけれども、荒廃茶園、これにもいろんな方向性の中で、オーガニックビレッジ構想の中で、s o m a さんがどれぐらいできるか、それも期待をしているところです。

実際に、2番目の推進計画の中でもあるんですけれども、荒廃茶園も兼ねて、正直、茶っ葉が足りないから100 t 増やすというのはこういう事業をまた進めていかなければいけない。

3番目、町外町内、正直、町外からも現在は葉っぱを持ってきた。できるだけ町内でやりたいというのは理想なんですけれども、足りない分をやはりそうしていかなきゃいけないと思いますので、2番目の推進計画と3番目の町外町内、これも併せて、これから先、荒廃茶園の対応にもなるし、いろんな雇用にもなると思っていますし、そういうことの中でこれからも進めていきたい。

一般会計の中で4,200万円が、当然それは今までの習いの中で、課長が説明したけれども、わらやまさんもそうだし、工場はいろんなところがある、その中において、その補助率の中でやはり町ができることを進めていかなきゃならない。そんなふうに思っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかの質疑はありますか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 私も今の件に関連ですが、逆に、企業に誘致して今後黒字になった場合、その辺も含めてどんな見通しで、こういうちょっと特殊なような、私の知る限りでは、やはり前には清算というか、法人組織をつくってあるもので崎平とかいろんなところには補助金を出したんですが、これから当然企業ですから、収支の関係が出てくるので、その辺のチェック機能はどのように町は、また毎年当然出はくと思うんですが、黒字になった時には、どのように今後考えているかお答えください。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） 今の御質問に対してお答えさせていただきますけれども、今の状況を見ながら県とも調整をしながら確認をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 8番、野口直次です。

今、産業振興課長が言ったとおりですが、県との協議というのは当然のことですし、当然国ともやっての結果、こういう事業が設立したと思いますので、ぜひ、その経過、結果は必ず知らせるということは、ぜひお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第60号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第7号）案に対しての反対の立場から討論いたします。

本案については、補正予算でありながら差引きで総額11億円近くの増と、極めて規模が大きくなっています。この最大の要因は、言うまでもなく新たな斎場を建設するための工事請負費をはじめとする諸経費が盛り込まれているためです。この点については、事業そのものは必要なものだとしても、工事費の積算が適切かどうか判断する材料が十分示されているとは到底思えないと思います。

また、先ほど質疑の中で触れたところですが、新たに斎場を整備するに当たっては、簡素な家族葬程度であれば、その場で執り行えるような構造と機能を持ったものにしてほしいという声が非常に強いように私は感じています。しかしながら、先ほどの答弁によれば、そうした願いに対応する考え方ではないということです。これでは、町として相当程度まとまった額の事業費を投じて整備する施設としては、あまりにも不十分だと思います。こうした点も踏まえて、今からでも多数の町民の願いに沿った形に見直しを図ることが必要ではないかと考えるものです。

次に目を引くのは、抹茶加工施設に対する補助金に1億4,000万円余りが計上されていることです。この中には、町として積み増し分が4,200万円含まれていて、いかにこの地域の茶業にとって生き残りの鍵を握る事業になる可能性を秘めているといった事情があるとはいえ、茶業の底辺を支える一般茶農家向けの支援策と比較して、あまりにも破格ではないのかといった声が聞かれるのも無理からぬことと考えるものです。これを中止せよなどと言うつもりはありませんが、茶業を地域の重要な柱の一つに位置づけている当町においては、この事業と比較して見劣りしない茶農家、茶関連者への支援措置を講じるべきです。

この点では、本案の中に製茶機械長寿命化補助金として369万円を増額するという項目も含まれていますが、抹茶加工施設へのそれと比較すると扱いの違いは歴然としていると言わざるを得ません。むしろ、茶の輸出や通信販売などへの支援、ソーラーシェアリングの普及などによって収益の改善を図るなどへの支援を強めるといった、茶農家が少しでも営農を継続できるようにするための支援策を思い切って強めるべきです。

ここまで触れてきた点については、首をかしげたくなるような部分はあるとはいえ、町民の立場から見て許されないとまでは言えないでしょう。しかし、金額こそこれに比べて少額とはいえ、し尿処理の外部委託を前提とした中間貯留槽の建設用地の購入費に2,726万円余りが計上されている点については、明確に反対しなければなりません。

し尿の収集、処理は、町として一日たりともとまでは言わないまでも、基本的に中断することの許されない事務です。周知のとおり、私たちの地域は数十年も前から、巨大地震がい

つ来てもおかしくないという警告が繰り返されてきました。東海地震もしくは南海トラフ地震は、今後30年以内に70から80%の確率で起こるとされています。豪雨などによるものも含め、いわゆる巨大災害が生じた場合には、町外とのアクセスが相当期間にわたって遮断されるような事態を想定しておかなければならないと思われます。そうすると、し尿の処理を町外の自治体に委託し、町内には一時的に貯留する施設のみを設けるといった在り方は、真に町民の暮らしに責任を負うべき町政において、到底許されるものではないと私は考えます。

しかも、計上されている土地購入費の資料によると、資料にある面積で割ると平米単価は6,000円となります。説明によれば、現況は雑種地ということですが、登記簿上の地目は山林であり、不動産鑑定も行っていないということです。この面からも、この項目の妥当性については率直に言って疑わざるを得ません。

このほかにも触れなければならないと思われる点がありますが、長くなりますのでこの程度にとどめます。

以上触れたような点から、賛成することができないということを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第60号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第7号）について、賛成の立場で討論いたします。

まず、反対者が言ったことについて、最初にちょっと触れさせていただきたいと思います。

この静岡オーガニック株式会社に対する補助金の関係であります。当町が構想として進めているオーガニックビレッジ構想の拠点となっているのがこの会社であります。

茶産地が疲弊している中で、茶産地の再生を図るために、有機抹茶に川根本町はシフトしていく。町を挙げての事業でありますので、その拠点施設である静岡オーガニック株式会社のラインが需要に追いつかない状態であるので、緊急な補助をします。これは国の令和6年度の補正予算を利用してのものでありますし、合併特例債の期限も令和7年度に終わるということで、有効な財源として合併特例債も活用されております。

それと、斎場の関係ですが、もう斎場をどうするかということについては、県外、町外に委託をして、静岡市に受け入れてもらうということが確定しております。

この単価であります。先ほど課長の説明にあったように、土木事業の要綱の中で、現況に基づいて土地を購入するということで、平らに残置物の除去もされておりますし、地目は山林であります。雑種地として評価できるというふうに思います。地名地区においての売買実例というのはあまりないんですが、宅地なんかにおいては平米1万円、その半分の0.5を掛けて、それで補正率が1.2ですか、そういうものによって算出されておりますので、適正な価格というふうに認められると思います。

今回の補正内容であります。社会保障、税、番号制度システムの新たなシステムの移行

のため必要な負担金の計上、国県の補助金、負担金、交付金等の確定による返還金の計上や、斎場建設実施設計事業の完了に伴う斎場建設工事、火葬炉設備設置工事及び工事管理業務費の計上、し尿中継槽建設予定地の用地面積が確定したことによる用地購入費の計上、輸出向け抹茶の需要拡大により生産量が加工施設の処理能力を超える状況を早急に改善するための碾茶仕上ライン増設等に係る補助金の計上、経営体の経費縮減と農業者への生葉還元率や荒茶収益率の維持増加に大きな役割を果たし生産者等から要望が大きい茶製造機械長寿命化補助金の増額、実績に基づく道路維持修繕費の増額、教員指導用の教科書等の購入費であり、いずれも主要な予算の計上と認めます。

また、債務負担行為の補正についても、規定管理業務期間や業務委託期間を3年とし、業務内容の充実や事業効果の向上を図る目的を持って行われるものであり、その目的を達成するために必要なものと認めます。

この補正予算を認めるに当たり、斎場建設費については、7億円もの大きな予算を使って建設する予定の斎場の建設面積等を入札までに再度見直しをしていただきたいということ、し尿処理中継槽の建設に当たっては、地名地区や周辺の地権者等の連絡を密にして工事を進めていただきたい。10トン車のバキュームカーが右折する際に交通渋滞を引き起こすことのないよう、進路等の確保等に最善の注意を払い、建設を進めていただきたい旨を申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第60号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、12月18日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前 9時48分